

4月から始まります 市税・水道料金等の コンビニ納付

平成28年4月以降に発行する市税等や水道料金等の納付書から、全国のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」）でも納めることができるようになります。これにより、金融機関が営業していない時間帯や、土日・祝日でも納付が可能になります。

※従来どおり、各金融機関や郵便局などでも納付できます。

コンビニで納付できる税目

- ①市・道民税（普通徴収）
- ②固定資産税・都市計画税
- ③国民健康保険税（普通徴収）
- ④軽自動車税
- ⑤水道料金・下水道使用料

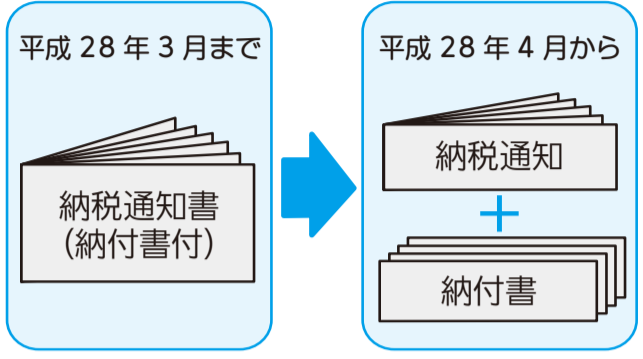
納付できるコンビニ

- ・セイコーマート
 - ・セブン・イレブン
 - ・ローソン
 - ・ファミリーマート
- ほか

※納付できるコンビニ店舗であれば、全国どこでもコンビニでも利用できます。

※取扱い店については

納付書の変更



納付書の裏面に記載されています。

納付書の様式が変更

これまででは納税通知書と納付書が一緒にとじられていましたが、平成28年度か

コンビニ納付は4月以降に発行の納付書

コンビニ納付は、平成28年4月以降に発行する納付書で、バーコードが印刷されているものに限りま

らば、納付書（納めるための用紙）は納期ごとに1枚ずつの単票となり、バーコードが印刷されています。納付書に記載されている期別や納期限をよく確認したうえで、納める分の納付書だけを金融機関やコンビニに出してください。

なお、軽自動車税の納付書は1枚で、一番右が納税証明書（継続検査用）となっています。

※納期と納期限をよくお確かめのうえ、必要な納付書だけを持って納付手続きを行ってください。

※水道料金・下水道使用料納入通知書の様式は、今までのものがタイプのみ変更ありませんが、コンビニで納付できるよう、バーコードが印刷される等、若干の変更があります。

納付書の裏面に記載されています。

納付書の裏面に記載されています。

また、コンビニ納付の際に支払手数料はかかりません。

コンビニ納付ができないもの

- ・コンビニでの使用期限の過ぎたもの（使用期限は、バーコードの下に記載されています）
- ・バーコードの印字がないもの
- ・破損や汚れなどにより、バーコードが読み取れないもの
- ・金額を訂正したもの
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの

領収書とレシートは保管してください

レシートは、コンビニで正しい手続きが行われたことの証明になりますので、大切に保管してください。

問い合わせ

- ・市税等
市収納課管理グループ
☎23・6394
- ・水道料金等
市水道部庶務課営業グループ
☎23・6514

口座振替もご利用ください

- ・口座振替を利用すると、納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。
- ・口座振替の申し込みは、振替を希望する金融機関または、市役所収納課窓口で手続きしてください。



払込取扱票

振替払込請求書兼受領書

領収証書

払込取扱票

振替払込請求書兼受領書

軽自動車税納税通知書兼領収書

軽自動車税納税証明書（継続検査用）

新しい「市・道民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」の納付書

新しい「軽自動車税」の納付書